

民法IV 補訂

内田 貴 著

東京大学出版会

『民法 IV 補訂版』で全面改訂した p. 313-p. 319 を以下に示す
(『民法 IV』では p. 313-p. 318 に該当).

第11章 ■ 家事紛争をめぐる裁判制度

家事紛争

以上で親族法のルールや制度についての説明をほぼ終えた。最後に、以上のような紛争を解決するための手続についてまとめておこう。

まず、家事事件（「家庭に関する事件」）は、その解決・処理のための制度・手続の違いという観点から、大きく分けて4つに分類できる。第1は人事訴訟という特別な訴訟手続で扱われる事件、第2は、家庭裁判所の審判で扱われる事件であるが、これには甲類審判事項と乙類審判事項の2種類がある。そして最後に、通常の民事訴訟手続で扱われる事件である。

人事訴訟

まず、親子・夫婦に関する基本的な身分関係の存否をめぐる紛争（たとえば、離婚・離縁の訴え、婚姻・縁組の無効・取消、認知の訴え、嫡出否認の訴え等）については、民事訴訟法とは別に特別な訴訟手続が用意されている。これが人事訴訟法による訴訟手続である。管轄は、旧人事訴訟手続法の時代には地方裁判所にあったが、2003（平成15）年の人事訴訟法制定により家庭裁判所に移管された。その手続においては、弁論主義は制限されて職権探知主義がとられ（人訴法20条）、判決の効力も、通常の民事訴訟のように当事者限りで生ずるのでは身分関係の安定を害するので、対世的効力が認められている（人訴法24条）。また、行為能力を欠く制限能力者も意思能力がある限り訴訟行為能力が認められ（人訴法13条）、検察官も公益の代表として被告となりうる（人訴法12条3項）。

調停前置主義

もっとも、この類型の事件は、いきなり訴訟手続で審理されるわけではない。調停前置主義が採用され（家審法18条）、まず調停にかけられる。ただし、調停で合意が成立しても、基本的な身分関係にかかわる問題であるから、当事者の合意だけで解決するのは適当でない問題が多い。そこで、原則として家庭裁判所が後見的に関与して、必要

な事実を調査したうえで、合意どおりの解決で問題ないと判断すれば、審判を行なって解決する。これを合意に相当する審判（家審法23条）という。

ただし、離婚・離縁の訴訟は合意だけで処理してよいから、調停が成立すれば、それだけで確定判決と同じ効力が生ずる（家審法21条）。

調停が成立しない場合、事件は訴訟で処理されることになるが、場合によっては審判による解決が図られることがある。すなわち、審判離婚のところで説明したように（⇒108頁）、離婚について当事者に基本的に異存はないが、些細な点での意見対立のために合意に至らないといった場合、それまでの調停の努力を無駄にすることを避けるため、一種の強制調停として、家庭裁判所は職権で必要な審判をすることができる。これを調停に代わる審判（家審法24条）という。しかし、訴訟で争う権利を奪うことは適当ではないから、この審判は効力が弱く、異議が出れば失効する。その場合は、人事訴訟法による訴訟手続で解決を図ることになる。

以上の、合意に相当する審判と調停に代わる審判は、通常の審判とは性格を異にしており、家庭裁判所のリーダーシップでまとめられる特殊な調停手続とすることができる。

【社会はいま】人事訴訟事件と家庭裁判所 司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能を強化するため、従来の人事訴訟手続法に代えて新たに人事訴訟法が2003（平成15）年に制定された（2004年4月1日施行）。重要な改正点は以下の5点である。

第1に、これまで地方裁判所の管轄とされてきた人事訴訟を家庭裁判所の管轄に移管して、家事事件の紛争処理を家庭裁判所に一本化することとした。離婚、婚姻の取消、子の認知などの人事訴訟事件は、調停前置主義がとられているが、旧人事訴訟手続法のもとでは、家事調停が不成立に終わり、改めて訴訟によって解決しようとする、今度は地方裁判所に訴えを提起しなければならなかった。つまり、ひとつの家事事件の手続が家庭裁判所と地方裁判所に分断され、手続間の連携も図られていなかった。そこで、人事訴訟事件を、親子関係の存否確認訴訟など解釈上人事訴訟に属するとされているもの（準人事訴訟事件と呼ばれる）を含めて、家庭裁判所の管轄に移管することとしたのである。もっとも、調停手続と訴訟手続の連携を具体的にどのように図るかは、今後の運用上の課題である。

第2に、一定の手続について**公開の停止**を認める規定を置いた。すなわち、当事者本人もしくは法定代理人または証人が、人事訴訟の目的である身分関係の形成または存否の確認の基礎となる事項について尋問を受ける場合に、それが「自己の私生活上の重大な秘密に係る」ときは、その尋問を非公開で行なうことができる。ただし、裁判の公開の原則に対する例外が憲法82条2項で限定的にのみ認められていることから、人事訴訟についても厳格な要件が課されている。すなわち、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らか」であるため公開の法廷では十分な陳述ができず、かつ、その陳述を欠くと「当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができない」ということを、裁判官の全員一致で認めるときに、はじめて公開の停止が認められる（人訴法22条）。

第3に、人事訴訟である離婚訴訟（または婚姻取消訴訟）の認容判決に附帯して、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分や財産分与に関する処分（あわせて**附帯処分**と呼ばれる）についての裁判をすることとした（人訴法32条、**同時解決**が保障される）。従来は、離婚訴訟を扱う地方裁判所でこれらの審判事項をあわせて扱っていたが（旧人訴手続法15条）、今後は家庭裁判所で扱う人事訴訟の中でこれらの非訟事件を扱うことになる。その結果、附帯処分については調査官を使って職権で**事実の調査**をすることもできる（人訴法33条、34条）。そして、事実の調査にかかわる訴訟記録については、当事者や第三者は裁判所の許可を得て閲覧・コピー等が認められる（人訴法35条）。

第4に、離婚の際の慰謝料請求のように人事訴訟での請求原因となっている事実によって生じた損害の賠償請求は、人事訴訟と併せて家庭裁判所で扱えることとした（人訴法17条）。この場合、家庭裁判所は純然たる損害賠償請求訴訟についても管轄を有することになる。従来は人事訴訟を地方裁判所が扱っていたために可能となっていた扱いを、人事訴訟の家庭裁判所への移管後も可能にするための措置である。損害賠償請求訴訟が別訴で地方裁判所や簡易裁判所に係属している場合も、相当と認めるときは人事訴訟が係属する家庭裁判所に移送することができ、その場合は口頭弁論が併合される（人訴法8条）。

第5に、一般国民の良識を人事訴訟に反映させるため、あらかじめ選任された**参与員**が手続に関与できることとした（人訴法9条）。参与員制度はすでに審判手続には存在しているが、これを人事訴訟にも拡充したものである。

従来の人事訴訟の件数は年間約1万件といわれるが、これらの事件の処理に十分な対応をするため、家庭裁判所の人的・物的資源の充実がいつそう望まれるといえよう。

家事審判 一定の家事事件は、家庭裁判所の審判手続で処理される。審判手続は、通常の訴訟のような原告・被告を対立させて争わせる手続（対審構造）ではなく、裁判所が事件の個性に適した解決を探るために後見的な役割を果たすことが前提とされた**非訟手続**である。そこでは、**職権探知主義**がとられ（家審規7条）、審理は原則として**非公開**である（家審規6条）。

審判で扱われる事項は、家事審判法9条1項に列挙されており、甲類と乙類に分類される。

乙類審判事項 まず、当事者間に対立があり紛争性の強いものが**乙類審判事項**で、家事審判法9条1項乙類に列挙されている。重要なものをいくつか挙げると、夫婦の同居・協力扶助に関するもの（乙類1号）、婚姻費用の分担に関するもの（乙類3号）、子の監護に関する処分（乙類4号）、財産分与（乙類5号）、親権者の指定・変更（乙類6号の2、7号）、扶養（乙類8号）、その他相続に関するものが若干ある。

調停前置主義はとられていないが、家庭裁判所はいつでも職権で調停に付することができる（家審法11条）。

乙類審判事項は紛争性が強く、その多くは家事審判法制定前には通常の訴訟で処理されていたものである。このため、このような事件を、対審構造を欠いた非公開の審判手続で処理することは憲法に違反するとの訴訟が何度かおこされた。しかし、最高裁は違憲ではないとしている（前掲最（大）決40年6月30日⇒21頁、前掲最（大）決昭和40年6月30日⇒32頁、最（大）決昭和41年3月2日民集20-3-360）。

甲類審判事項 家事事件の中には、紛争性はないが公益性を有するので、当事者の合意で自由に処分させることが適当ではないものがある。本来、話し合いで解決する筋合いのものではないので、調停にも親しまない。これが家事審判法9条1項甲類に列挙されている**甲類審判事**

項である。たとえば、後見開始・保佐開始・補助開始の審判，失踪宣告，子の氏の変更の許可，未成年養子縁組の許可，特別養子縁組の成立，利益相反行為の際の特別代理人の選定，親権喪失の宣告，その他相続関係で若干の事項がある。

履行確保制度 審判や人事訴訟の附帯処分についての判決の結果金銭や物の給付が命ぜられることがあるが，家事事件の場合，婚姻費用分担や扶養料のケースを考えればわかるように，通常その額は大きくなく，しかも資力の関係で分割払いや定期金給付の形をとることが少なくない。これは義務者の怠慢を誘発しやすいが，通常の執行手続で履行を強制するのは，手間と時間がかかって実効的ではない。しかし，この種の給付は権利者側にとっては死活問題となることが少なくない。

そこで，特別の**履行確保のための制度**が用意されている（家審法15条の5～15条の7，人訴法38条～40条，調停や調停に代わる審判で定められた義務の履行にも適用される，家審法25条の2），履行状況の調査，履行勧告，履行命令，家庭裁判所への寄託制度がそれである。履行命令に正当な事由なく従わないときは10万円以下の過料に処せられる（家審法28条1項，人訴法39条4項）。寄託制度は，扶養料などの金銭の支払を目的とする義務の履行について，義務者の申出に基づいて家庭裁判所が金銭の寄託を受け付ける制度で，相手に会わずに義務の履行ができるため以前は利用されたが，銀行振込の一般化などにより，最近はあまり利用されない。

もっとも，これらの制度はいずれも最終的には任意の履行がなされなければ実効性がない。そこで，少額の定期金債権の執行をより安価かつ迅速に行なえるようにする制度も用意されている（⇒137頁【社会はいま】）。

その他の家事事件 家事紛争には，人事訴訟や審判手続で扱われる事項以外のものもある。たとえば，離婚・離縁の際の慰謝料請求や結納金返還請求などである。しかし，およそ「家庭に関する事件」（家審法17条）である限り調停が可能であるだけでなく，それらの紛争について訴訟を提起する場合は家事審判法18条により調停前置主義がとられている。さらに，慰謝料請求（損害賠償請求）は，人事訴訟とあわせて家庭裁判所で審理及び裁判をすることが認められている（⇒314頁【社会はいま】）。

ま】).

家事調停 甲類審判事項を除き、一般に家庭に関する事件については、家庭裁判所の調停手続を利用することができる（家審法 17 条）。

とくに、人事訴訟法の適用される事項およびその他訴訟で争われる家事事件については、調停前置主義がとられている（家審法 18 条）。

調停は原則として本人出頭主義で、非公開で行なわれ、職権探知主義がとられる。調査官が関与して事実の調査やカウンセリングが行なわれることもある。

調停で合意が成立し調書に記載されると確定判決または確定審判（乙類調停事件の場合）と同じ効力が生ずる（家審法 21 条 1 項）。もっとも、あくまで裁判所の関与する調停手続であるから、どのような合意でもよいわけではない。当事者が不当な目的で濫りに調停の申立をしたと認めるときは、調停委員会は手続を終了させることができる（家審規 138 条）。また、成立した合意が相当でないと認める場合も、やはり調停委員会は調停不成立として事件を終了させることができる（家審規 138 条の 2）。

【社会はいま】 家庭裁判所 すでに明治 31（1898）年に人事訴訟手続法が制定されていることから窺われるように、日本では家事事件の特殊性に対応できる紛争処理手続への関心が強かった。昭和 2（1927）年には、成立にはいたらなかったが家事審判法案も作られている。その後、昭和 22（1947）年に民法改正と時を同じくして家事審判法が制定され、これに対応する形で家庭に関する事件を専門に扱う家事審判所が設けられた。現在の家庭裁判所は、この家事審判所と、従来行政官庁として少年保護事務を担当してきた少年審判所が統合されて昭和 24（1949）年に設置された。

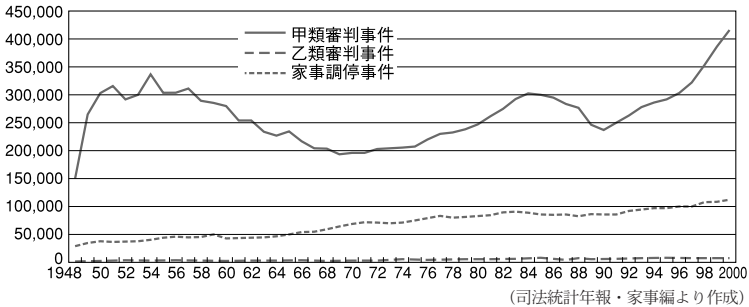


家庭裁判所の審判廷

その後 50 年余りにわたって、家庭裁判所は家事事件専門の裁判所として大きな役割を果たし

続けてきた。家事審判事件や調停事件の新受件数を見ると、甲類審判事件の推移には時代による波も見られるが、全体として近年は増加傾向にあり、家庭裁判所の役割が増していることが窺われる。さらに、2004（平成16）年4月からの人事訴訟事件の家庭裁判所への移管により、その役割はますます大きくなっている。

家事審判事件・家事調停事件新受件数の推移



家庭裁判所の重要な特色のひとつは、**家庭裁判所調査官**制度である。調査官は、心理学、社会学、教育学その他の専門知識や技法を持っており、事実の調査のほか、審判や調停の期日に出席して意見を述べることもあり、また、当事者の話を聞いてカウンセリングを行ったり、子供については心理テストを実施して内面の把握に努め、子供の幸福を図れる解決ができるよう働きかけるなど、重要な役割を演ずる。

このほか、社会一般の良識を審判に反映させるための制度として、**参与員**という制度もある。参与員は家庭裁判所によって選任される非常勤職員であり（家審法10条）、「徳望良識のある者」の中から選ばれ（参与員規則1条）、家事審判に立ち会って意見を述べる。これまでは、参与員の立会いない審判が多かったようであるが、司法への国民参加のひとつとして、人事訴訟法の制定により、人事訴訟への関与も認められることになった（⇒314頁【社会はいま】）。今後の活用が期待される。

『民法Ⅳ 補訂版』において、字句を修正した箇所は以下の通り。

旧版頁	行	旧	新
p. xvi	下から 5 行目	人事訴訟手続法	人事訴訟法（旧人事訴訟手続法は旧人訴手続法と表記）
p. 11	7 行目	通常裁判所での訴訟手続	訴訟手続
同	10 - 15 行目	旧	

また、訴訟手続が使われる場合も、その多くには**人事訴訟手続法**という法律が適用される。そこでは**本人遂行主義**（人訴法 11 条，12 条，26 条，32 条 1 項）が採用され、弁論主義は大幅に制限されて**職権探知主義**が採用されるなど、非訟的性格を持っている。しかも、訴訟事件は必ずまず調停にかけなければならないという**調停前置主義**が採用されている

新

訴訟手続が使われる場合も、その多くには**人事訴訟法**という法律が適用され家庭裁判所で審理・裁判される。そこでは弁論主義が大幅に制限されて**職権探知主義**が採用されるなど、非訟的性格が加味されている。しかも、家庭に関する紛争についての訴訟事件は必ずまず調停にかけなければならないという**調停前置主義**が採用されている

p. 82	下から 6 行目	人訴法 2 条	人訴法 2 条 1 号
同	下から 5 行目	同法 18 条	同法 24 条
p. 85	13 行目	裁判所に請求する	家庭裁判所に請求する
同	14 行目	人事訴訟手続法	人事訴訟法
同	同	(人訴法 2 条)	(人訴法 2 条 1 号)
p. 108	4 行目	人事訴訟手続法	人事訴訟法
p. 110	窓見出し	人事訴訟手続法	人事訴訟法
同	14 - 18 行目	旧	

すなわち、調停が不成立で訴訟に移行した場合、手続は判決手続ではあるが、通常の民事事件のように民事訴訟法が適用されるのではなく、**人事訴訟手続法**が適用される。そこでは弁論主義が制限され**職権主義**が加味されている。

新

すなわち、調停が不成立で訴訟に移行した場合、手続は判決手続であるが家庭裁判所に管轄があり⁵⁾、通常の民事事件のように民事訴訟法が適用されるのではなく**人事訴訟法**が適用される(⇒314頁)。そこでは弁論主義が制限され職権探知主義が採用されている。

p. 110 19-20 行目 (人訴法7条~9条) (人訴法17条, 18条, 25条)
同 脚注5)を挿入 [以降, 注番号変更]

5) 2004(平成16)年4月1日の人事訴訟法施行までは、離婚訴訟の管轄は地方裁判所にあり(旧人事訴訟手続法1条)、これを家庭裁判所に移管することが長年の懸案とされていた。

p. 122 【もう一步前へ】下から10行目

人事訴訟手続法9条1項 人事訴訟法25条1項

p. 128 17-22 行目 旧

本来、財産分与は家庭裁判所で審理される審判事項であるが、損害賠償請求は、通常裁判所での民事訴訟で扱われる。したがって、適用される手続が異なる。しかし、実際には慰謝料の要素を含めて財産分与がなされることも多く、学説には、財産分与の中に慰謝料も含める説と、両者は別だとする説の対立がある。

とくに問題となるのは、次のような場合である。

新

財産分与は家庭裁判所で審理される審判事項であるが、損害賠償請求は、本来、通常裁判所での民事訴訟で扱われる。したがって、適用される手続が異なる。しかし、2003(平成15)年に制定された人事訴訟法のもとでは、人事訴訟の請求原因である事実によって生じた損害の賠償を求める訴訟は、人事訴訟とともに家庭裁判所で扱えることになったので(人訴法8条, 17条)、手続の違いはあまり大きな意味を持たなくなった。また、実際には慰謝料の要素を含めて財産分与が

なされることも多い。

問題となるのは、次のような場合である。

p. 129 10-11 行目 旧

離婚訴訟に付帯して、人事訴訟手続法による判決手続で通常裁判所に財産分与を求めることも認められている

新

離婚訴訟に付帯して、人事訴訟法による判決手続で財産分与を求めることも認められている

同 下から10-9行目の1文削除

しかし、定期金で支払われる場合について、もっと簡易な履行強制手段の必要性が指摘されている。

同 下から8行目-最終行

旧

財産分与請求は、本来家庭裁判所の専権に属する（いわゆる乙類事件）。したがって、これだけを目的として普通裁判所に訴えることはできない。しかし、離婚訴訟を起こしたとき、それに付帯して申し立てることが認められる（人訴法15条）。

なお、離婚訴訟に付帯して財産分与が認められる際に、一方配偶者が過去の婚姻費用の分担（これも請求は審判事項である）を怠っていた場合には、これも含めて財産分与の額を決めることができるとされた（最判昭和53年11月14日民集32-8-1529〔百選15〕）。

新

財産分与請求は、本来は審判事項である（いわゆる乙類事件）。しかし、家庭裁判所に離婚訴訟を起こしたとき、それに付帯して財産分与を申し立てることが認められる（人訴法32条）。

なお、旧人事訴訟手続法のもとでも、離婚訴訟に付帯して財産分与の申立てが認められていたが（旧人訴手続法15条）、一方配偶者が過去の婚姻費用の分担（これも請求は審

判事項である)を怠っていた場合には、これも含めて財産分与の額を決めることができるとされた(最判昭和53年11月14日民集32-8-1529〔百選15〕)。離婚訴訟の管轄が家庭裁判所に移った人事訴訟法のもとでは、この判決の趣旨は当然のことといえよう。

p. 137 16-17行目 旧

通常裁判所で監護費用に関する裁判をすることができる(人訴法15条1項)。

新

家庭裁判所は申立てにより、離婚を認容する判決とあわせて、監護費用に関する裁判をしなければならない(人訴法32条1項)。

同 【社会はいま】3-8行目

旧

そこで、法制審議会担保・執行法部会では、この種の債権の履行確保のために、弁済期の到来していない分についても、債務者の給料債権等を将来にわたって差し押さえることを認める案等を提案している(2002年3月に公表された「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」参照。http://www.moj.go.jp/)。親の離婚によって最も被害をこうむるのは子であり、子の生活を保護するためにも、改正案の実現が期待される。

新

そこで、2003(平成15)年の民事執行法改正により、この種の定期金債権の履行確保のために、弁済期の到来していない分についても、債務者の給料債権等を将来にわたって差し押さえることが認められた(民執法151条の2)。親の離婚によって最も被害をこうむるのは子であり、子の生活を保護するためにも、この制度の活用が期待される。

p. 138 【もう一步前へ】3-4行目

旧

ところで、人訴法 15 条 1 項は、子の監護につき必要な事項を離婚訴訟と一括して処理することを認めている。

新

ところで、旧人事訴訟手続法 15 条 1 項は、子の監護につき必要な事項を離婚訴訟と一括して処理することを認めていた(人訴法 32 条 1 項と同趣旨)。

同 【もう一步前へ】 13 行目

人訴法 15 条 1 項

旧人事訴訟手続法 15 条 1 項

同 【もう一步前へ】 15 行目 - 最終行

旧

このように紛争の早期一括解決を図ることは当事者にとって便宜であり、子の福祉にもかなう。しかし、本来は、家庭裁判所調査官という専門家を擁し、家事審判法上の様々な手当てもなされている家庭裁判所に手続を集中させるのが望ましい。本判決は、通常裁判所で扱わざるを得ないという制約のもとで一括解決を可能にしたものであるが、将来的には、離婚訴訟の管轄を家庭裁判所に認める方向での立法的対応が求められている。

* 田中昌利調査官の本件解説参照 (『最高裁判所判例解説 民事編平成 9 年度 (中)』)

なお、離婚を認容する判決に附帯して財産分与を命ずることができるが(人訴法 15 条 1 項)、その場合には、離婚までの子の監護費用も過去の婚姻費用の分担のあり方に関する事情として財産分与の中で考慮することができるとされている(前掲最判昭和 53 年 11 月 14 日⇒129 頁)。

新

このように紛争の早期一括解決を図ることは、当事者にとって便宜であり、子の福祉にもかなう。本判決は、離婚訴訟を通常裁判所で扱わざるを得ないという制約のもとで一括解決を可能にしたものであるが、本来は、家庭裁判所調査官という専門家を擁する家庭裁判所に手続を集中させるのが望ま

しい。人事訴訟法（2004年4月1日施行）はこれを実現するものであり、今後は、家庭裁判所で審理される離婚訴訟の**附帯処分**として、離婚前の監護費用も扱われることになる。

なお、離婚を認容する判決に附帯して財産分与を命ずることができるが（人訴法32条1項）、その場合には、離婚までの子の監護費用も過去の婚姻費用の分担のあり方に関する事情として財産分与の中で考慮することができる（⇒130頁）。

p. 171 6-8行目

旧

父以外に否認権が与えられる例外的な場合として、父が成年被後見人となった場合（否認権者は成年被後見人）、および提訴期間内に死亡した場合（否認権者は父の3親等内の血族）がある（人訴法28条、29条）。

新

父以外に否認権が与えられる例外的な場合として、父が提訴期間内に死亡した場合（否認権者は父の3親等内の血族）がある（人訴法41条）。

p. 175 下から3行目

民法等には、

民法には、

同 最終行-p. 176 1行目

旧

人事訴訟手続法が類推適用されるものとされている。

新

2003（平成15）年に制定された人事訴訟法は、「人事訴訟」の中にこれが含まれることを明記した（人訴法2条2号）。

p. 193 下から4-3行目

人事訴訟手続法2条3項 旧人訴手続法2条3項

p. 195 9-16行目 旧

認知の無効・取消はどのような手続で主張するのだろうか。人事訴訟手続法27条が認知無効・取消の訴訟手続について規定している。まず、取消から見よう。

認知取消の訴訟とはいかなる訴訟だろうか。詐欺・強迫を理由とする取消権の行使は、訴訟による必要はない（婚姻の747条のような規定がないため）。そこで、人事訴訟手続法

27 条は取消に関しては無意味な規定だとする理解もある。しかし、成年の子の認知や胎児の認知で要求される承諾を得ずになされた認知については、承諾権者からの取消訴訟の余地を認めるべきであり、同条はその場合の手続を定めていると理解すべきである。

新

認知の無効・取消はどのような手続で主張するのだろうか。まず、取消から見てみよう。

詐欺・強迫を理由とする取消権の行使は、訴訟による必要はない（婚姻の 747 条のような規定がないため）。しかし、成年の子の認知や胎児の認知で要求される承諾を得ずになされた認知については、承諾権者からの取消訴訟の余地を認めるべきである（⇒188 頁）。

p. 201	下から 3 行目	(人訴法 32 条 2 項)	(人訴法 42 条 1 項)
p. 203	下から 13 行目	人事訴訟手続法 審理される。	人事訴訟法 家庭裁判所で審理される。
p. 267	下から 9-8 行目		

旧

取消は以上の規定に定められた取消権者から訴えによってなされなければならない。

新

以上の規定に定められた取消権者は、人事訴訟法に従い、家庭裁判所に取消の判決を請求することになる。

p. 268	14 行目	人事訴訟手続法	人事訴訟法
同	同	審理され、	家庭裁判所で審理され、